

国立研究開発法人情報通信研究機構の中長期計画の変更案に対する サイバーセキュリティ戦略本部の意見

平成 30 年 9 月 26 日
サイバーセキュリティ戦略本部決定

サイバー空間と実空間の一体化が進展する中、AI や IoT などの技術・サービスが人々に多くの恩恵をもたらす可能性がある一方で、こうした技術・サービスが制御できなければ新たな脅威を生むおそれが常に内在している。また、IoT 機器が攻撃等により意図しない作動をし、様々な業務・機能・サービスに障害が生じた場合、国民の安全・安心を脅かす事態が生じるおそれもある。

こうした脅威に対応し、サイバーセキュリティ対策の抜本的な強化を図るため、サイバーセキュリティ戦略（平成 30 年 7 月 27 日閣議決定。以下「戦略」という。）における重要な観点の一つである「参加・連携・協働」、すなわち、情報共有や個人と組織間の相互連携・協働を含む、各々が平時から講じる基本的な取組を行っていくことが重要である。電気通信事業法及び国立研究開発法人情報通信研究機構法の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 24 号）により、国立研究開発法人情報通信研究機構（以下「NICT」という。）が行うこととされたパスワード設定等に不備のある IoT 機器の調査及び電気通信事業者への情報提供（以下「調査」という。）に関する業務については、平時から講じる基本的な取組を促進するにあたって重要な役割を果たすものである。

その実施に当たっては、戦略を踏まえ、安全な IoT システムの構築に向けて、産官学民及び民間企業相互間の連携と役割分担の下で進めるとともに、「未来投資戦略 2018」（平成 30 年 6 月 15 日閣議決定）を踏まえ、データの高度利活用・流通の促進に寄与することが求められる。

以上の「国立研究開発法人情報通信研究機構の中長期目標の改正案に対するサイバーセキュリティ戦略本部の意見」（平成 30 年 7 月 25 日サイバーセキュリティ戦略本部決定。以下「戦略本部意見」という。）でも示した考えに照らし、サイバーセキュリティ戦略本部としては示された中長期計画の変更案については妥当な内容であると判断する。

なお、NICT が、この中長期計画を踏まえ適切に業務運営を行うよう、総務大臣に対しては、引き続き、戦略本部意見に記載の事項を着実に実施するよう要請する。

以 上